

広報すずか広告掲載取扱基準

(目的)

第1条 この取扱基準は、市が発行する広報すずかへの広告（以下、「広告」という。）の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体は、広報すずか毎月5日号と20日号のお知らせ・催し物ページ内での印刷広告とする。

(広告等の範囲)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容の範囲は、鈴鹿市広告掲載要綱第3条及び鈴鹿市広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50mm 横85mm
- (2) 入稿形式 市が指定する形式
- (3) 色数 4色（カラー）

2 前項に規定する以外の広告の規格は、別途定めるものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ及び広告の位置は、市長が指定する。

- 2 掲載する広告の枠数は、5日号4枠、20日号4枠とする。
- 3 広告の掲載は、毎号1広告社1枠までとする。

(広告代理店)

第6条 広告の募集は、広告代理店を通じて行うものとする。

- 2 指名競争入札により、最高額の広告掲載料を提示した広告代理店（以下「広告主」という。）を落札者とする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告主が落札した額とする。

(広告内容の審査)

第8条 鈴鹿市広告掲載要綱第7条第1項で定める鈴鹿市広告審査委員会は、広告主により示された広告内容等について、掲載の可否を審査するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納入するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに広告原稿を提出するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) その他広告の掲載が適当でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合においては、市長は、広告主に対しその賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができないときは、市長は、納付済の広告掲載料の全部又は一部を広告主に返還するものとする。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成22年4月13日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年10月28日から施行する。